

## 越谷市スポーツボランティア制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツ推進の担い手としてのスポーツボランティアを養成し、市民等の自主的かつ積極的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、越谷市スポーツボランティア制度を設けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツボランティア」とは、次に掲げる活動に無償で協力する者であって、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録されたものをいう。

- (1) 越谷市（以下「市」という。）又は教育委員会が主催し、又は後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営における補助
- (2) その他市又は教育委員会が必要と認めるスポーツ・レクリエーションイベントにおける活動

(スポーツボランティアとして登録できる者)

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学している年齢満15歳以上の者（中学生を除く。）
- (2) 市内に本拠地を置くスポーツ・レクリエーション団体の構成員で年齢満15歳以上の者（中学生を除く。）

(登録の申請)

第4条 スポーツボランティアへの登録を希望する者は、越谷市スポーツボランティア登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(登録)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものと

する。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、越谷市スポーツボランティア登録内容変更届・登録取消届(第2号様式)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(依頼の方法)

第7条 スポーツボランティアを活用しようとする者(以下「依頼者」という。)は、越谷市スポーツボランティア依頼書(第3号様式)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 依頼書の提出を受けた教育委員会は、依頼の内容を審査し、適当であると認めるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。
- 3 教育委員会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

第8条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険料、交通費等の経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮するものとする。

(事業報告)

第9条 スポーツボランティアを活用した者は、イベント終了後1ヶ月以内に越谷市スポーツボランティア事業報告書(第4号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかスポーツボランティア制度の運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。